

Ⅱ 滋賀県の水産行政

1 滋賀県のめざすところ

第Ⅰ章において記載した現状や課題を踏まえ、滋賀県は、次のような“2030年の目指す姿”を掲げました。

- ① 琵琶湖漁業、河川漁業、魚類養殖業、真珠養殖業および水産加工業からなる本県水産業が、水産資源の有効な活用や後継者が確保されている状況を背景に、各分野が役割を果たして、本県ならではの魅力ある魚介類や淡水真珠、健全なレクリエーションの場を、県民をはじめとする多くの人々に提供するとともに、これら活動により環境保全や食文化の継承など水産業の持つ多面的機能が発揮されている姿を目指す。
- ② 特に琵琶湖漁業については、現役漁業者の6割が65歳以上になり、高齢化による漁業者の減少は避けられない現状にある。そういう中でも、琵琶湖漁業が継承されていくために、担い手と消費・流通およびそれを支える漁業組織の充実、琵琶湖の水産資源を最大活用した効率的な漁業が実践できる仕組みに裏付けられた「少数でも一人ひとりが精鋭の“儲かる漁業”」の実現を目指す。

琵琶湖漁業 目指す2030年の姿

| 少数でも精鋭の“儲かる漁業” | | | |
|--|---------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 担い手、消費・流通の充実 | 漁業組織の充実 | 漁業制度の改革 | 合理的な資源管理 |
| ●漁業者1人あたりの水揚げ高1,000万円/年(所得向上へ) | ●高い販売スキルを有する漁業組織が漁業者をサポート | ●少人数でも行える効率的な漁法による操業が可能に | ●水産資源を適正かつ最大に活用した漁業が実践される |
| <small>注) 水揚げ高には、燃料費、減価償却費等の諸経費を含む</small> | | | |

○滋賀県内水面漁業振興計画

○滋賀県淡水真珠振興計画

滋賀県では平成26年6月に制定された「内水面漁業の振興に関する法律」に基づき、琵琶湖漁業、河川漁業および養殖業の様々な課題に対応し、これらの振興を推進するため、「滋賀県内水面漁業振興計画」を、また、平成28年6月に制定された「真珠の振興に関する法律」に基づき、本県真珠産業の再興と維持発展を図るため、「滋賀県淡水真珠振興計画」を平成30年3月にそれぞれ策定しました。

これらの計画の期間が令和2年度で終期を迎えたことから、上記の“2030年の目指す姿”や新たな「滋賀県農業・水産業基本計画」の内容を踏まえ、パブリックコメントにより県民の皆さまからのご意見もいただいたうえで、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする新たな内容に改訂しました。

改定「滋賀県内水面漁業振興計画」の概要

| | |
|--|--|
| I はじめに | |
| 1 計画策定の趣旨 | |
| <p>●本県の漁業は、琵琶湖漁業、河川漁業、魚類養殖業および真珠養殖業とに大別でき、これらからの産物を利用する水産加工業も営まれ、魚介類や淡水真珠の供給、自然と親しむ機会の提供など、多面的な機能を有し、県民の豊かで潤いのある生活の形成に寄与している。</p> <p>●琵琶湖および河川では、水産生物の生息環境の悪化、外来魚やカワウによる被害などにより水産資源は大きく減少し、また漁業者の減少や高齢化も進行し、水産物の供給機能や遊漁の場の提供などの多面的機能が発揮されにくい状況にある。</p> <p>●本計画は「内水面漁業の振興に関する法律」の趣旨および国の基本方針に沿って、本県漁業の課題に対応し、本県の漁業振興を推進するため、前期計画期間の満了に伴い改定するもの。</p> | |
| 2 計画の期間 令和3年度から令和7年度までの5年間 | |
| II 現状と課題 | 1 琵琶湖漁業 2 河川漁業 3 養殖漁業 4 水産資源に係る疾病の発生 5 特定外来生物やカワウによる被害 |
| III 目指す姿【10年後】 | 本県ならではの魅力ある魚介類や淡水真珠、健全なレクリエーションの場を多くの人々に提供するとともに、これら活動により環境保全や食文化の継承など水産業の持つ多面的機能が発揮されており、特に琵琶湖漁業については、少数でも一人ひとりが精鋭の“儲かる漁業”が実現している姿を目指す。 |

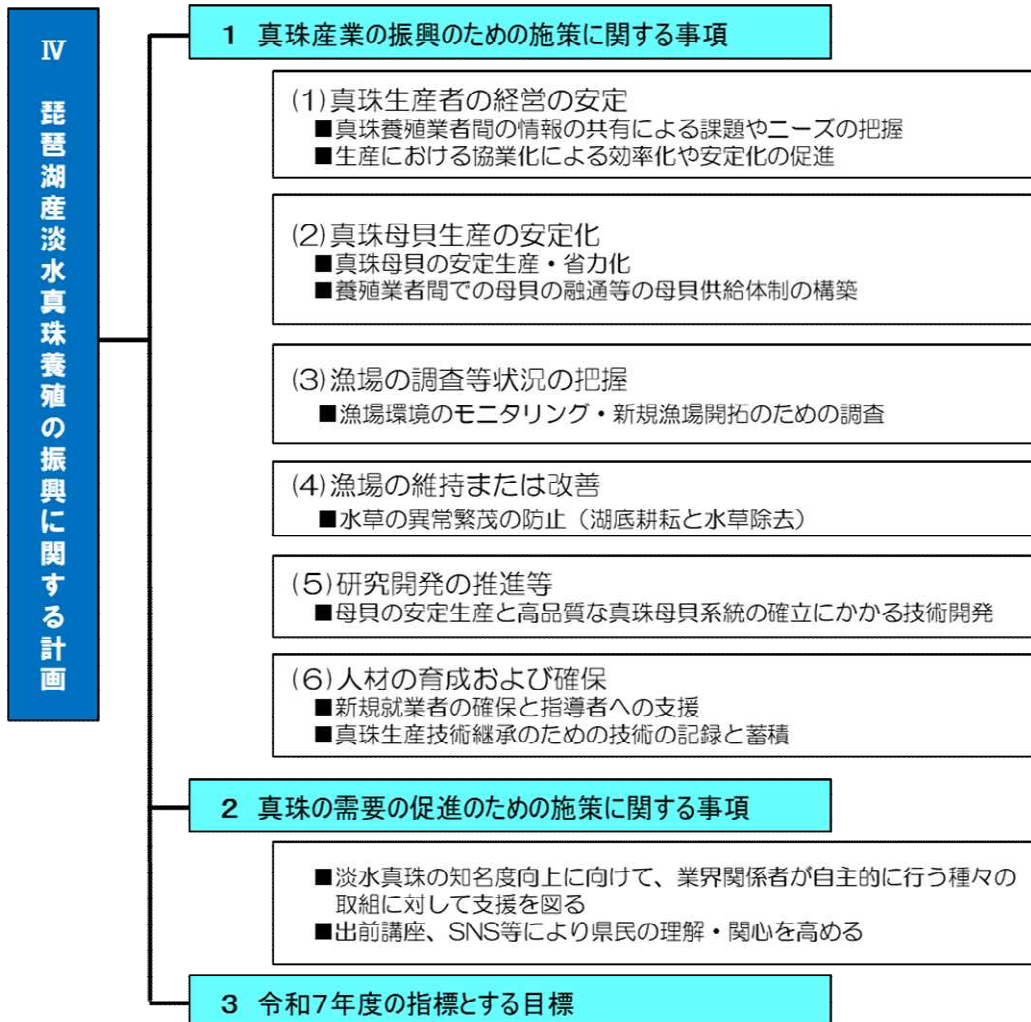
| | |
|---|---|
| IV 滋賀県内水面漁業の振興に関する計画 | 1 水産資源の増殖・養殖に関する事項 |
| | (1) 琵琶湖漁業 ■迅速な資源評価に基づく資源管理の推進 ■資源状況に応じた種苗放流の推進 ■人工河川の運用や適切な資源管理によるアユ資源の安定化 ■セタシジミ資源回復対策の強化 ■温暖化や自然災害に対応した増殖対策の検討 |
| | (2) 河川漁業 ■河川等での種苗放流等の増殖の推進 ■効果的な放流手法開発や再生産助長による増殖推進 ■在来マスの保護とその有効活用促進 ■鯉井養鱒場での良質なマス類種苗の生産確保 |
| | (3) 養殖漁業 ■琵琶湖産アユの需要拡大 ■ピワマス等の養鱒の振興 ■淡水真珠その他の養殖の推進 |
| | (4) 伝染性疾病の対策 ■アユ冷水病等の魚病の防疫対策 |
| | (5) 特定外来生物やカワウによる被害の防止措置に対する支援等 ■外来魚対策 内水面全域における徹底的な防除（バス、ギル、チャネルキャット） ■カワウ対策 個体数管理、広域的な対策 ■侵略的外来水生植物対策 |
| | 2 漁場環境の再生に関する事項 |
| | (1) 漁場環境の再生 ■琵琶湖の水質汚濁防止 ■産卵繁殖場等漁場環境の保全再生 ■漁場生産力の向上技術の開発 ■河川やその他湖沼の水質保全、水管理、生息環境の連続性の保持 |
| | (2) 森林の整備および保全 ■水源林の保全・管理、森林資源の循環利用による森林整備、森林生態系の保全 |
| | (3) 自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備の推進 ■多自然川づくりによる多様な川相の形成・維持 |
| | 3 内水面漁業の健全な発展に関する事項 |
| | (1) 効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成 ■漁業セーフティネットの構築 ■漁業所得の向上のための取組の促進 ■漁業組織の機能強化 ■流通の多角化・強靱化 ■普及指導の強化 |
| | (2) 人材の育成および確保 ■新規就業希望者への研修等の支援 ■担い手の経営等スキルの向上支援 ■漁労技術継承のためのICT活用の推進 ■河川漁業の組合員の経営能力向上に資する支援 |
| | (3) 商品開発や消費拡大の取組等への支援 ■水産物の情報発信、商品開発等 |
| | (4) 多面的機能の発揮に資する取組の支援 ■漁業者と地域住民の連携による活動等 |
| (5) 本県漁業に対する理解と関心の増進 ■体験型環境学習、学校教育での湖魚等の活用、「琵琶湖システム」の発信等 | |
| 4 その他内水面漁業の振興に関する重要事項 | |
| (1) 内水面漁業の振興に関する協議会の設置 ■水産資源の回復や漁場環境の再生について協議会の設置 | |
| 5 令和7年度の目標とする指標 | |

※公表版「滋賀県内水面漁業振興計画」は滋賀県ホームページに掲載されています →



改定「滋賀県淡水真珠振興計画」の概要

| | |
|--|---|
| I はじめに | |
| 1 計画策定の趣旨 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ●本県の真珠養殖業は、昭和5年に淡水真珠の養殖が成功したことに端を発し、努力と挑戦を重ね確立された。 ●現在、琵琶湖の淡水真珠は生産量が低迷した状況にあるが、その美しさや希少性から、めぐみ豊かな琵琶湖を象徴するかけがえのない地域資源であり、本県の淡水真珠産業を維持し、次世代にその技術を継承していく必要がある。 ●「真珠の振興に関する法律」の趣旨および国の基本方針に沿って、前期計画期間の満了に伴い改定する。 | |
| 2 計画の期間 令和3年度から令和7年度までの5年間 | |
| II 現状と課題 | <ul style="list-style-type: none"> ●琵琶湖産淡水真珠は昭和46年に生産量が6,000kgを超え、55年に生産額が41億円に達した。 ●当時は国内はもとより海外にも人気を博し、輸出も盛んだった。 ●昭和60年以降、母貝の成長不良等により生産量が急減した。 ●現在も生産は低迷しており(R2年:14kg)、生産者団体も解散し、業界としてもまとまった取組が困難となっている。 ●母貝の安定生産が喫緊の課題。その他、漁場の環境改善、真珠施術技術者の育成、関係者間の連携が課題。 |
| III 目指す姿 | 技術が継承され続け、小さくともキラと輝く地域資源としてしっかりと存在を示す真珠産業 |



※公表版「滋賀県淡水真珠振興計画」は滋賀県ホームページに掲載されています →



令和7年度の目標とする指標（滋賀県内水面漁業振興計画）

| 指標 | | 現状 | | 目標（R7） |
|-------|--------------------------------------|----------------------|----------------------|-------------------|
| 琵琶湖漁業 | 琵琶湖の漁獲量(外来魚除く) (農林水産統計値から) | 811トン（R1） | 未公表（R2） | 900トン（R6） |
| | 冬季ニゴロブナ当歳魚資源尾数 (水産試験場による推定から) | 308万尾（R1） | 417万尾（R2） | 700万尾 |
| | 9月生まれのアユ仔魚の最低必要数 (水産試験場による推定数等から) | 49.2億尾（R1） | 46.4億尾（R2） | 27億尾 |
| | 外来魚生息量 (水産試験場による推定から) | 432トン (H30年度末) | 未推定（R1年度末） | 300トン (R7年度末) |
| | 砂地造成面積 (水産課による事業実績から) | 65.3ha (H19~R1累計) | 74.3ha (H19~R2累計) | 92.3ha (~R6累計) |
| | 新規漁業就業者数 (水産課による調査から) | 累計7人 (H28~R1) | 累計11人 (H28~R2) | 10人 (R3~7の累計) |
| | 琵琶湖八珍マイスター登録件数 (水産課による登録件数から) | 235店舗 (R1末累計) | 245店舗（R2末累計） | 300店舗（R7末累計） |
| | 琵琶湖の水産物を食べた人の割合 (県政モニター調査から) | 73%（R1） | 70%（R2） | 85% |
| | ふなずし講習会参加者数 (水産課による調査から) | 686人（R1） | 248人（R2） | 850人 |
| | 学校給食での湖魚の年間使用回数 (水産課による調査から) | 7.2回（R1） | 調査中（R2） | 10回 |
| 河川漁業 | 河川漁協における遊漁者数 (遊漁券発行枚数からの推計) | 24,900人（R1） | 32,900人（R2） | 35,000人 |
| | 河川漁協での釣り教室等参加者数 (漁業団体による事業実績から) | 81人（R1） | 63人（R2） | 120人 |
| 養殖漁業 | 養殖ビワマス出荷量 (水産試験場による調査から) | 7トン（R1） | 12トン（R2） | 20トン |

令和7年度の目標とする指標（滋賀県淡水真珠振興計画）

| 指標 | 現状（R2） | 目標（R7） |
|---------|---------|---------|
| 真珠母貝生産数 | 37,500個 | 63,000個 |

※真珠母貝生産から3年後以降に真珠の施術が可能となり、真珠は施術から3年後以降に収穫される。

※真珠母貝生産からの歩留まりは2/3程度、施術貝1個から形成させる真珠は約1.5g程度を見込む。